保全ニュースとうほく

「平成30年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」 を開催しました

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北6県で「平成30年度 東北地区官庁施設 保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人等、地方自治体の施設管理 者や保全業務担当者等を対象に毎年度開催しているもので、今年度は6会場合わせて169機関、 241 名の方々に出席いただきました。

■平成 30 年度	東北地区官	厅施設保全連絡会	議	開催状況一	- 覧

		7 % CIX / X - X - 14 2			** (十/2/4/10)		
開催地	会場	開催日	上段:延べ出席機関数(主催者を除く)				
			下段:延べ出席者数 (主催者を除く)				
			国家機関	独立行政法人等	地方自治体	計	
仙台市 仙	仙台合同庁舎 A 棟	平成 30 年 7 月 10 日	34 機関	6 機関	7 機関	47 機関	
			52 人	7 人	14 人	73 人	
盛岡市 盛岡	盛岡第2合同庁舎	平成 30 年 7 月 13 日	19 機関	2 機関	12 機関	33 機関	
			23 人	2 人	15 人	40 人	
福島市 コラッセふくしま	コラッセミノレキ	平成 30 年 7 月 19 日	19 機関	1 機関	9 機関	29 機関	
	コノグビかくしま		25 人	1 人	15 人	41 人	
山形市 山形県生涯学習センター (遊学館)	平成 30 年 7 月 24 日	9 機関	0 機関	9 機関	18 機関		
	(遊学館)	一次 50 平 7 万 24 日	11 人	0 人	11 人	22 人	
秋田市 和	秋田合同庁舎	平成 30 年 7 月 26 日	11 機関	1 機関	6 機関	18 機関	
			17 人	1 人	14 人	32 人	
青森市	青森第2合同庁舎	平成 30 年 7 月 31 日	16 機関	1 機関	7 機関	24 機関	
			22 人	1 人	10 人	33 人	
計		108 機関	11 機関	50 機関	169 機関		
		150 人	12 人	79 人	241 人		

会議では、国家機関の建築物等の保全の現況(施設保全の必要性、平成 29 年度の保全実態調査 結果(東北版))や国家機関の建築物等の定期点検制度(建築基準法及び官公法に基づく点検、官 公法に基づく支障がない状態の確認、補強コンクリートブロック造の塀の点検等)の説明、保全 指導結果の事例などの紹介を行いました。

今年度の議題では、保全担当者が、事故・災害の発生直後に二次災害の発生防止に迅速に対応 する方法を整理するための「保全担当者のための応急処置ハンドブック」を新たにまとめたので 紹介を行いました。

また、東北地方環境事務所から「新たな政府実行計画〜政府のオフィスや公用車等に関する地 球温暖化計画~」と題し、官庁施設におけるLED照明の導入や、次世代自動車の導入等につい ての基本的な考え方や留意点について説明いただきました。



説明会場の状況



東北地方環境事務所からの説明

会議終了後、参加者にご協力いただいたアンケートの結果では、各議題の内容について約9割 の方から「わかりやすい」との回答をいただきました。また、みなさまから、会議全体を通して 次のような意見をいただきました。

- ■実務的な説明内容であったため、非常に参考となった。
- ■定期点検制度の基本原則を学ぶことができて良かった。
- ■点検の対象となる建築物の用途及び規模について、図解しているためわかりやすい。
- ■定期点検を行わなければならない項目について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。
- ■保全指導結果事例を見て、保全の必要性を再確認できた。
- ■設備不良の事例を多く紹介していただきたい。
- ■参考資料の提供はありがたいが、注意点等があればもっと説明していただきたい。



国家機関の建築物等の保全の現況の説明



国家機関の建築物等の定期点検制度の説明

これらの貴重なご意見は、次回以降の参考とさせ ていただき、よりご要望に沿った会議になるよう改 善してまいります。

会議終了後には保全相談を受け付け、国家機関や 地方自治体等の方から、「経年劣化による空調配管 の不具合への対応方法」や、「これまで実施してい る法定点検の内容や考え方が適切であるか」につい ての相談が寄せられました。また、アンケートにお いても、「専門知識が不足しており、業者の言いなり になっていないか心配である」など、みなさまが普 段業務で抱えている疑問なども多く寄せられており ます。

私ども東北地方整備局では、みなさまの保全業務 に必要な技術的支援をはじめ、保全に関する疑問や お悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりま すので、お気軽にご連絡ください。



保全指導結果事例の説明



保全相談の状況

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者:室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者:保全指導·監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

「保全担当者のための応急処置ハンドブック」について

今年度の東北地区官庁施設保全連絡会議で紹介した「保全担当者のための応急処置ハンドブッ ク」について、目的等をあらためて紹介します。

1. 目的

国家機関の保全担当者が、事故・災害の発生直後に二次被害の発生防止に迅速に対応する とともに、業務継続を可能とするため、官庁施設がもっている機能を発揮できるよう、事故・ 災害に起因する事象(停電、漏水、浸水、断水、落下)ごとの一般的な応急処置の方法につい て、「建築物等の利用に関する説明書」の作成例として情報提供するものです。

2. 使用時期

事故・災害の発生直後に、官庁施設利用者の安全確保、業務の継続をしなければいけない 状況を想定しています。

3. 記載内容

事故・災害の発生直後に、保全担当者が自ら行うことができることを想定した応急処置の 方法の手順を解説しています。

「保全担当者のための応急処置ハンドブック」の記載内容の一例(漏水) 漏水 がおきた時にするコト 施設内で漏水がおきているところを確認して、安全確保と同時に、応急処置をしてください。 漏水はどこで発生していますか? 窓・ドアを確認 給湯室・トイレなどの水回りを確認 機械空などの機器・配管周辺を確認 ・壁・床及び上階を確認 事象が発生した場合の確認内容等(確認が必要な 天井内を点検口から確認 天井内を点検口から確認 部位・範囲等)をフローチャートで示しています。 ヤスフロア肉 屋上の排水金物を確認 漏水の原因が 見当たらない 見当たらない **育連絡先②**[応急処置をする。 応急処置をする。 水濡れしていない範囲の電化製品は安全な場所に ポンプやモップで排水する。 便器や排水金物等の詰まりを取り除く。 立入禁止措置または迂回させる。 ・電化製品のスイッチオフ、コンセントを抜く。 ・ブレーカーをOFFにする。 制限付きで使用する。 応急処置の方法として、「安全確認に必要なコト」、 ビニールなどで水濡れを防ぐ。 「業務継続に必要なコト」が記載されています。 水が多い場合はバケツ等で受け止める。 掃除口から排水する。 ・立入禁止または使用禁止の措置をする。 元栓やバルブを閉める。 給水ボンブを停止する。 西連絡光①: 専門果者に調査・修理を依頼する。 ○○本在 (○○市○○区○○町○-○) 電話 (XX) XXX-XXX-建築工事受注者又はメンテナンス業者を記入 ☆連絡先②:専門業者に調査・修理を依頼する。 ○○設備(○○市○○区○○町○-○)電話(XX)XXX-XX←設備工事受注者又はメンテナンス業者を記入 調査・作業・修理依頼等をする際の、専門業者 ☆連絡先③:東北地方整備局にご相談ください。 【担当地区:宮城県、山形県、福島県】 などの連絡先を記載します。 1923-022 - ロペポ、ロルデ、MMのデノ 営繕部保全指導・監督室(仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟) 電話 022-225-2171 (内線5513) (室長補佐) メール thr-82kantoku@mlit.go.jp 【担当地区:青森県、岩手県、秋田県】

X=JL thr-moriei@mlit.go.in

盛岡営繕事務所(盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎) 雷跃 019-651-2015 (技術課)

応急処置



応急処置の確認箇所等の写真を掲載しています。



電水が止まらない場合は、排水の基書とともに立入制限や足下注意のサインを設置し、安全道路を確保する。

応急処置の方法や必要な機器、道具等の写真を 掲載しています。

本ハンドブックは、平均的な庁舎を対象に解説して おりますので、実際の施設の現況にあわせ、実物の 写真に置き換えるなど、保全担当者がカスタマイズ できるようになっています。

4. 使用にあたっての注意点

- ①本ハンドブックは、各施設の保全担当者で作成いただくものです。
- ②本ハンドブックは、事故・災害の発生時に使用するものですので、作成した場合はいつで も確認できる所に置いていただくことをおすすめします。
- ③事象によっては、保全担当者では対応ができない、危険をともなう作業がありますので、 事象毎の「禁止事項」を確認のうえ、注意して応急処置を行ってください。

5. 本ハンドブックに関する問合せ等について

本ハンドブックの内容についての問合せは下記までお願いします。

なお、本ハンドブックは国家機関を対象として作成・情報提供しているものですが、地方 公共団体の方へも参考資料として情報提供することも可能です。

■応急処置ハンドブックに関する問合せ先

【担当地区: 宮城県、山形県、福島県】

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当:室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

【担当地区:青森県、岩手県、秋田県】

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当:技術課

FAX 019-605-8115 TEL 019-651-2015